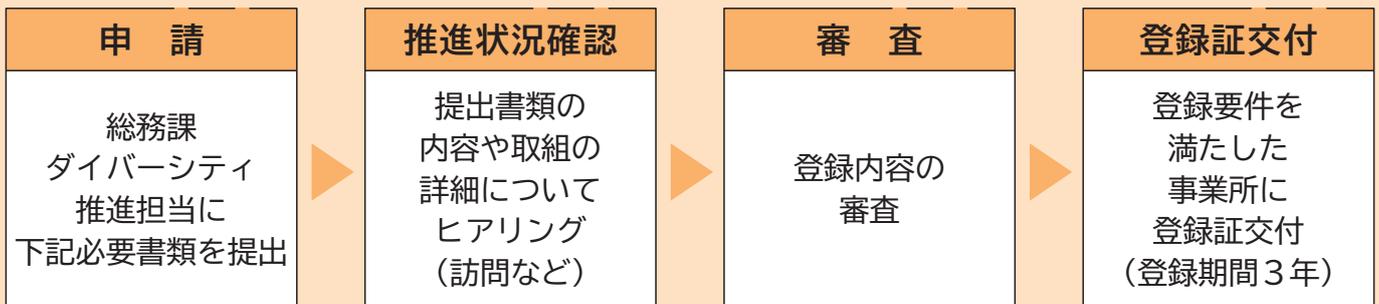


登録できる事業所

- 文京区の区域内に所在し、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う事業所であること。
- 「文京区女性のエンパワメント原則推進チェックシート」において、各原則において1以上の取組があり、かつ、全体で10以上の取組が認められること及び事業所アピール欄への記載がされていること。
- 女性のエンパワメント原則の推進に積極的な視点を持ち、事業所内外への周知が認められること。
- 推進状況について公表を行うこと。

※その他の要件については、区ホームページをご確認ください。

登録までの流れ(申請から登録証交付まで1~2か月程度)



申請時に必要な書類

- ① 文京区女性のエンパワメント原則推進事業所登録申請書
- ② 文京区女性のエンパワメント原則推進チェックシート
- ③ 次世代育成支援対策推進法に関する資料(行動計画または計画目標)
- ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に関する資料(行動計画または計画目標)

※書類①と②の様式は、区ホームページからダウンロードできます。

※書類③と④については、事業所規模により策定義務があるものです。従業員100人以下の事業所は準ずる内容の資料をご提出ください。

※上記の書類以外に独自の推進アピールがある場合は、関連資料をご提出ください。



登録証(見本)▲

女性のエンパワメント原則とは

女性のエンパワメント原則 (Women's Empowerment Principles/WEPs) は、2010年3月に国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金 (UNIFEM/現UN Women) が共同で作成した、**女性の活躍推進に積極的に取り組むための7原則**です。企業がジェンダー平等と女性のエンパワメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指し、女性の経済的エンパワメントを推進する国際的な原則として活用されることが期待されています。

原則 1 トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進

原則 2 職場におけるジェンダー平等

原則 3 健康管理、安全管理、暴力撤廃

原則 4 教育と研修

原則 5 事業開発、流通、マーケティングビジネス活動

原則 6 地域社会のリーダーシップと参加

原則 7 透明性、成果の測定、報告